

授業科目名	看護と法律	担当者	上野 克裕
単位	—		
時間数	16時間	学年	2学年
授業形態	講義	開講時期	前期
授業の到達目標	<p>看護の仕事に従事する際には、看護・医療分野での様々な法規制、法に根拠をもつ社会資源の活用などについて、広範囲な理解と知識が必要とされます。この講義は、これらの分野の法律について、基本的な理解を図ること目標とします。その知識の習得範囲は、県の准看護師試験レベルを想定しています。</p>		
授業の概要	<p>看護師の資格や業務等について、法令（法律と命令）によって規定されている部分が思いのほか多くあり、テキストにも数多くの法令が掲げられています。法律になじみのない受講者が多いと推測されることから、効率的な授業が重要と考えます。まず、テキストの体系（序章、第1章～第7章）に沿って、それぞれの法令の基本的仕組みの理解と、何を規定しているのかのイメージの把握を図ります。同時に、① 何について、② どこまで理解し、③ どこを記憶するのか、を具体的に示すため、「県准看護師試験問題」を適宜使用して、知識の定着を図ります。</p>		
授業計画	1回	<p>序章 なぜ法律や制度を学ぶのか 第1章 生活者の健康に関する法規（憲法、法律、政令、省令、告示など） 第2章 保健医療提供体制に関連する法規（保健師助産師看護師法など）</p>	
	2回	<p>第2章 保健医療提供体制に関連する法規（医療法、個人情報保護法など）</p>	
	3回	<p>第3章 保健衛生対策に関連する法規 （地域保健法、感染症予防法、予防接種法など）</p>	
	4回	<p>第3章 保健衛生対策に関連する法規（精神保健福祉法、母子保健法など） 第4章 医薬品・医療機器等に関連する法規（医薬品医療機器等法など）</p>	
	5回	<p>第5章 保険・福祉等に関連する法規（医療保険制度）</p>	
	6回	<p>第5章 保険・福祉等に関連する法規 （介護保険法、障害者総合支援法など）</p>	
	7回	<p>第6章 雇用・労働に関連する法規（労働基準法など） 第7章 生活衛生・環境保全に関連する法規（廃棄物処理法など）</p>	
テキスト	新看護学5 専門基礎[5] 医学書院		
評価の方法・基準	択一式試験問題50問基準		